

平成29年度

# いじめ防止基本方針

練馬区立関中学校

平成29年4月

# 練馬区立関中学校 いじめ防止基本方針

**教育目標** \* 心を豊かに 体を健やかに \* 行動は自主的に 責任を果たす  
\* 考える力を伸ばし 友人と助け合う

**スローガン** 関中学校は、生徒にとって「学びの場」「成長する場」

## 【家庭・地域との連携】

学校は地域の中にあり、地域とともにあり、地域に支えられている。家庭・地域から信頼される学校を目指し、連携して生徒の育成を行う。

P T A つばさの会 (PTA0B会)  
民生・児童委員 主任児童委員  
青少年育成関地区委員会  
青少年委員会  
保護司 関町北四・五丁目町会

## 【校内組織】

### いじめ防止対策委員会 (学校サポートチーム)

開催 月1回以上  
委員長 校長 副委員長 副校長  
委員 生活指導主任  
学校いじめ対策推進教員  
養護教諭 教育相談学年担当  
特別支援教育コーディネーター  
スクールカウンセラー  
心のふれあい相談員  
毎週実施の「生活指導連絡会」を「いじめ防止対策委員会」を兼務する会とする。

## 【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために、次の機関との連携を強化する。

練馬区教育委員会  
子ども家庭支援センター  
学校教育支援センター  
児童相談所  
警視庁新宿少年センター  
石神井警察署

## 【いじめの防止】

いじめはどの学校にも、どの生徒にも起こりうるという姿勢に立ち、すべての生徒を対象にいじめが起きないように未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動(学校行事等)、部活動等の推進をする。
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、P T A、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

## 【いじめの早期発見】

日ごろからの生徒との信頼関係の構築に努め、見守りや声かけ等から生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察眼を持って生徒を観察し、生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

## 【いじめへの対処】

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。いかなる理由があっても、被害者側に立つ。
- (2) 教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携の元で対応する

## 1 いじめの防止等の取り組みを推進していく基本姿勢

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの」と定義する。「いじめ防止対策推進法（概要）－総則より」

そして、いじめに対して、次の基本姿勢をとる。

**いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。**

**いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に立ち、組織で対応する。**

この基本姿勢のもと、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない生徒が安心して楽しく学べる学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と家庭、地域、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内に、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

組織名称： 関中学校 いじめ防止対策委員会（学校サポートチーム）

構成員： 校長 副校長 生活指導主任教諭（人権教育担当） 学校いじめ対策推進教員  
特別支援教育コーディネーター 教育相談学年担当（1年・2年・3年）  
養護教諭 スクールカウンセラー 心のふれあい相談員

委員会の取り組み内容

いじめの未然防止の取り組み

いじめへ早期発見の取り組み

いじめの対処

専門的な知識を有する者等との連携

## 3 いじめの未然防止の取り組み

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるという認識に立ち、すべての生徒を対象にいじめをさせないように、未然防止に取り組む。

（1）生徒が主体的に参加、活躍できるような授業づくりや居場所づくりを行う。

分かる授業への工夫改善 小中一貫教育を踏まえ、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニングの視点）の充実を図り、思考力・判断力・発表力を育成する指導を行い、分かる授業を実践する。

関中生としての自覚を持たせ、愛校心を培い、仲間を大切にし共に成長することの大切さを説く。

（2）学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。

生徒会活動 自らの生活をよくしようとする実践的な態度を養う。あいさつ運動や関中生活改善キャンペーンなどの活動を通して、リーダーシップとサポーターシップの醸成

学校行事の充実 関中学校四大大行事（運動会、合唱コンクール、校内マラソン大会、学習発表会）や1年臨海学校、2年スキー移動教室、3年修学旅行等の学校行事への取り組みを通して、友人とともに切磋琢磨し、その中で得た人間関係を大切に、成就感・達成感を体得させる。

（3）学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動（学校行事等）、部活動等の推進を図る。

人権教育の充実：「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること、他を思いやることの大切さ」の周知徹底を図る。

平成29年度、人権作文参加校として、6月2日（金）に人権啓発講話を受ける。その後に、全生徒が人権作文を書き、代表生徒作文を人権作文コンテストに応募する。

道徳教育の充実：道徳の時間の確保。道徳の時間だけでなく、すべての教育活動の中で道徳教育の充実を図る。また、道徳授業地区公開講座の充実も図る。

ハートタイム（朝読書、10分間）の年間を通しての実施。学校図書館支援員を活用し、学校図書館を充実させ、読書活動の環境を整備する。

体験活動（学校行事等）の充実。関中学校四大大行事（運動会、合唱コンクール、校内マラソン大会、学習発表会）や1年臨海学校、2年スキー移動教室、3年修学旅行などの学校行事

小中一貫教育での学校交流。（関中学校・関町北小学校・石神井台小学校）

部活動（運動部9部、文化部10部）。教員は、どれかの顧問になる。

練馬区「いじめ防止実践事例発表会」に向けての、いじめ防止標語・シンボルマーク・ポスターへの取り組みを通して、いじめについて考えさせる。

（4）いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。

校内研修の充実 いじめについて、人権教育研修、情報モラル研修を図る。

教職員向けのチェックリスト等により、いじめ防止の取り組みの充実を図る。

全校朝礼、学年集会、学級活動における校長、担当教員からの講話。

特に、ふれあい月間では、校長が全校朝礼で、いじめなどの人権侵害のことについて話す。

保護者会、学級懇談会における啓発。学校評価における評価、見直し。

情報モラル講習会（全校生徒対象、保護者対象）を実施。

生徒会活動の一環として定めた「関中学校SNSルール」（インターネットやスマートフォンや携帯電話などの使用をルール）を繰り返し生徒に伝える。さらに、各家庭の主体的なSNSルールづくりを促す。

（5）学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

学校評議委員会（年間3回実施）

PTA役員会、PTA運営委員会

PTAによる安心安全ボランティアによる学校内での見守り活動

青少年育成関地区委員会、青少年委員との地区懇談会

保護司会との協議会

年度当初の保護者会で、「関中学校いじめ防止基本方針」について説明をする。

- (6) 学校いじめ対策推進教員(平成28年度より)が、校長、副校長、生活指導主任と連携しながら、いじめの実態や課題について共通理解を図り、その解決に向けた組織的取り組みについて、中心的な指導・助言を行う。

## 4 いじめへの早期発見の取り組み

日ごろからの生徒との信頼関係の構築に努め、見守りや声かけ等から生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。

休み時間、給食時、清掃時、放課後の雑談の中での生徒の様子  
教職員同士での日ごろからの生徒の情報交換による把握

- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケートの実施：スクールカウンセラー1年全員面接事前アンケート(4月)、教育相談週間(5月)、ふれあい月間(年間3回：6月、11月、2月)でのアンケート調査、三者面談前アンケート(年間2回。7月、12月)

教育相談週間(面談希望者、気になる生徒への面談を行う。)ふれあい月間以外でも、必要なら随時個別面接をする。

スクールカウンセラーが、年度当初に1年生全員を対象に面接をする。

(一人5分間程度。昼休みや放課後に実施する。)

三者面談(年間2回 7月、12月)の実施

- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

相談窓口の周知：

関中学校スクールカウンセラー 毎週木曜日

関中学校心のふれあい相談員 毎週火曜日 共に、直通電話 090-5508-8283

文部科学省「24時間いじめ相談ダイヤル」 0570-0-78910

法務省・人権擁護局「子どもの人権110番」 0120-007-110

東京都教育相談センター東京都「いじめ相談ホットライン」03-5331-8288

東京都児童相談センター「東京子供ネット」 0120-874-374

練馬区立学校教育支援センター「子供電話相談」 03-5998-0091

警視庁少年相談室「ヤング・テレホン・コーナー」03-3580-4970

東京都「東京こどもネット・ケータイヘルプデスク(こたエール)」03-3500-5181

学校だより、相談室だよりの発行

スクールカウンセラー、心のふれあい相談員によるカウンセラーや相談

## 5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。

校内の「いじめ防止対策委員会（学校サポートチーム）」で直ちに情報を共有する。

速やかに事実確認を行い、関係生徒及びその保護者へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う。

必要ならば、関係諸機関との連携も行う。

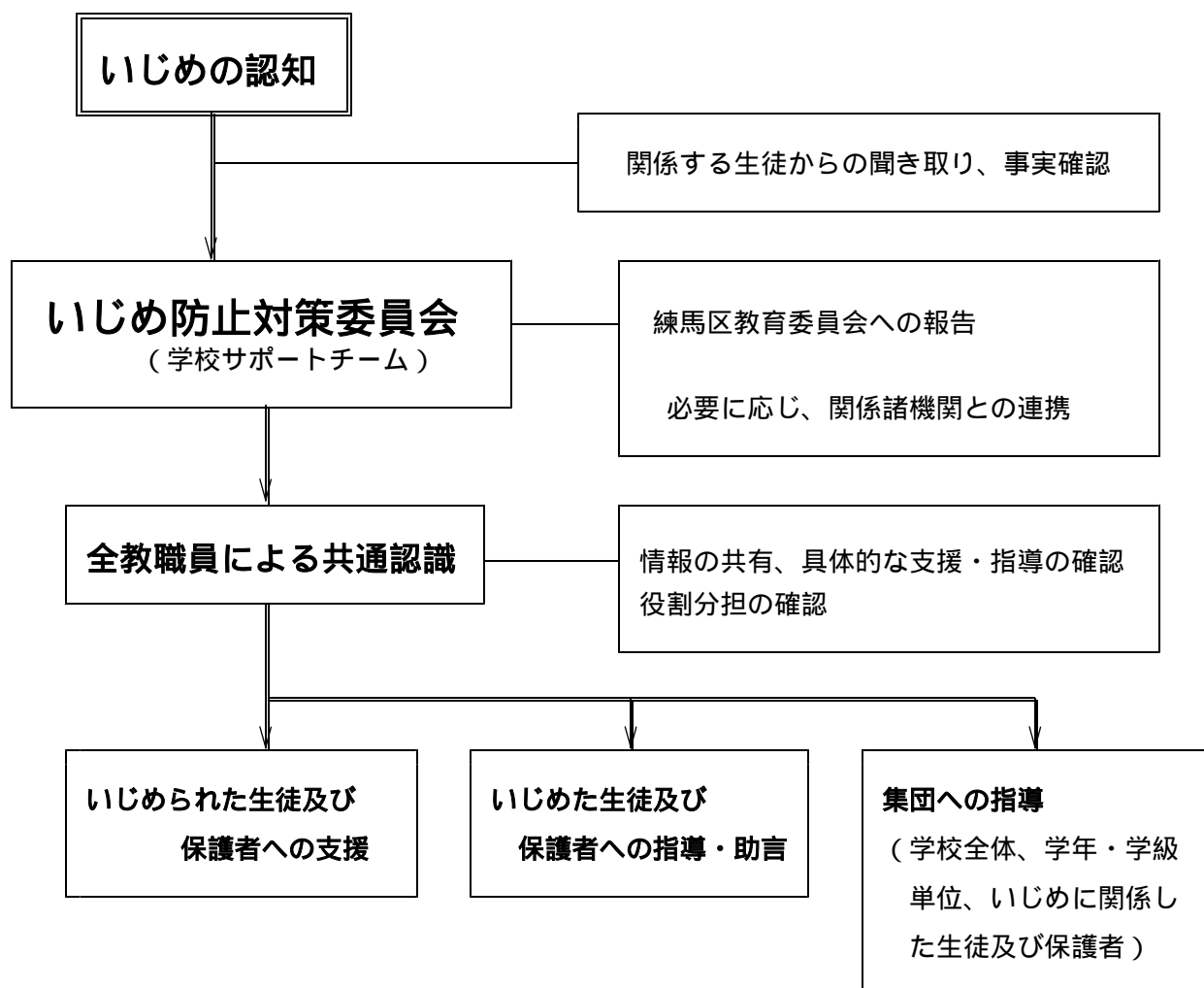
インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、練馬区スクールソーシャルワーカー  
練馬区教育委員会、子ども家庭支援センター、学校教育支援センター、児童相談所、  
警視庁新宿少年センター、石神井警察署相模原警察署

## いじめ対応の流れ図

\* 練馬区版「いじめ対応のポイント」の留意事項を守る。



## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

重大事態とは・・・ いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な実害が生じた疑いがあると認めるとき。  
いじめにより当該学校に在籍する生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ( 1 ) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- ( 2 ) 練馬区教育委員会にすみやかに重大事態発生について報告する。
- ( 3 ) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。